

トンネルじん肺根絶第6陣口頭弁論 来年4月の和解成立めざす

9月13日、札幌地裁で「トンネルじん肺根絶第6陣北海道訴訟」の第3回口頭弁論が開かれました。この日の口頭弁論で、廣瀬孝裁判長が「12月末までに裁判所の職歴認定第1次案を示し、進行協議のあと、来年2月末までに第2次認定案を出したい」と述べ、次々回期日を3月13日に指定しました。これにより、来年4月にも和解が成立する可能性があり、弁護団は早期解決にむけて作業をすすめることになります。次回期日は12月13日です。

患者の「限りある命」に向き合って誠意をもって責任を果たしてほしい

法廷では、はじめに原告の泉谷正司さんが意見陳述し、粉じんが舞いあがる中で平成5年から29年まで働いてきたことや、ほとんどの現場が2交代で坑内での労働時間が10～11時間だったことを述べて「じん肺をなくすという意味では、そのことについて被告ゼネコンは考えてもらいたい」と訴えました。また「最近では息切れがするようになり、今後の自分の身体の事を考えると不安になる」と述べ、被告ゼネコンに「原告の『限りある命』にきちんと向き合って、裁判で誠意をもって早期に責任を果たしてもらいたい」と求めました。

このあと証拠のDVD「トンネル工法の概略」を法廷で再生し、近藤健大弁護士が準備書面（トンネル工法と粉じんの発生・曝露）の要旨を述べました。近藤弁護士は、掘削・支保工・覆工の各作業で高濃度の有害粉じんが発生し、労働者がそれにばく露して多くのじん肺患者が出ているのは被告のゼネコンの責任であること強調しました。続いて弁護団事務局長の渡辺達生弁護士が「訴訟進行に関する意見」を述べました。この中で、被告の前田建設が職歴の認否で不当な対応をおこなっていることを批判するとともに、来年4月末に和解を成立させるためのスケジュールについて裁判所に要請しました。

廣瀬裁判長は前田建設の代理人に期限を示して認否を明らかにするよう求めました。そして、弁護団の要請に沿う方向で今後の訴訟進行についての考えを示したものです。

口頭弁論後の報告集会で、川村俊紀弁護団長は「弁護団として早期和解にむけて努力する。この訴訟は『なくせじん肺』のたたかいの一環であり、患者・家族の訴えが大事だ。ゼネコンと国の責任を追及することが必要だ」とあいさつしました。渡辺事務局長の報告のあと、道本部の森国委員長が「1年以内の解決をめざしてきたが、それに大きく遅れずに和解できそうだ。同時に、来年の通常国会で『基金』を実現するために国会議員要請も強める」と閉会のあいさつを述べました。

JR日高線の沿線自治体を訪問・激励

「北の鉄道存続を求める会」の三上友衛代表（道労連議長）などが、9月13日にJR日高線の沿線自治体（様似町・浦河町・新ひだか町・新冠町）を訪問し、日高線復旧と鉄道存続のために力を合わせようと激励しました。日高町村会の会長でもある様似町の坂下一幸町長は「道内の路線は全線赤字だ。赤字の新幹線を札幌まで延伸するというのが、そんな金があるなら日高線を動かせと言いたい」、鉄道を存続させるためにがんばっている浦河町の池田拓町長は「病院通いや高齢者など声を上げられずにいる人たちを見過ごしにしない町でありたい」と話していました。この行動には建交労北海道鉄道本部の竹田委員長も同行しました。